

1 高齢者の増加に伴って認知症を発症する方が増えています

2 一説によると85歳以上では25%が認知症になると言われています

2013年厚生労働省研究班調べ

夫婦の両親(4人)のうち、一人は認知症になる計算です...

3 認知症になると困るのが財産管理や相続対策です

特に、生前贈与や土地活用などに代表される相続対策(含相続税対策)が出来なくなるからです

多くの人はこの間に対策をしようと考えます

しかし実際にはこの間が対策が出来ません

現在

認知症発病

相続発生

対策出来ます

対策出来ません

4 更に平成27年1月からは相続税の基礎控除が引き下げられ増税へ

40%ダウン!

例えば子供2人の場合
今までは7000万円の控除額だったのが

基礎控除 5000万円→3000万円
法定相続人 1人当りの控除額 1000万円→600万円

4200万円まで下がる事に!

相続税がかかる人が一気に増えると予想されています

5 ここにその事を心配するAさんがいます

このAさんのケースを見てみましょう



1

後見人制度の落とし穴

NG

後見人はあくまでも『財産を守る事』が役目です

従って原則
資産を組み替えたり
運用したりは
出来ないのです



売って現金化し



マンション経営



株式投資

家賃収入で
母の面倒をみようと
思ってもダメなの？

はい

家という資産を
ちがう資産に
組み替える事は
難しいのです

※詳しくは司法書士などの専門家、もしくは家族信託普及協会®正会員にご確認下さい

2

だから認知症の恐れがあるなら
予め適切な対応が必要なのです

3

せっかく
良い相続対策案
だと思ったのに...

お母さんの症状は
良くなることはない
なあ...

4

しかし認知症になる前なら
良い秘策があります

今これを実施すれば
認知症になった後でも
財産管理や資産の組み換えや
運用が出来る方法があります

5

それが
『家族信託』
です